



談合に寛容な千葉県政!?

～都議会よりもっとオカシイ千葉県議会!?～

現在、報道を賑わせている東京都政。ボス支配の都議会も絡んで混乱している様子が明らかになっています。千葉県民は、その報道を面白おかしく見ているだけでいいのでしょうか。私たちの千葉県政・千葉県議会の状況はどうなっているのでしょうか。

平成28年12月県議会に、千葉県発注の工事で談合を繰り返した業者への賠償金を減額する議案が上程され、自民党などの賛成多数で可決されました。

千葉県、千葉県議会は、県民の皆様ではなく、誰の顔を見て県政運営しているのか、極めて疑問です。以下に、談合問題を通して見える現在の千葉県政、千葉県議会の状況について詳述します。



山武談合事件の概要

平成26年2月3日、公正取引委員会は、千葉県が発注する土木工事等において、独占禁止法で禁止されている談合があったとして、山武地区の業者に対し排除措置命令（30社）及び約2億2千万円の課徴金納付命令（20社）を行いました。

それら業者は、平成21年4月以降数年にわたり、約200件の工事で談合を繰り返していました。その工事の中には、千葉県でも犠牲者を出した東日本大震災からの復旧・復興のための工事も数多く含まれていました。

具体的には、受注を希望する業者は、入札日の4日前に千葉県建設業協会山武支部の事務所（東金市）に集まり、話し合いをして、受注予定業者及び受注金額を決め、受注予定業者以外は受注予定業者が受注できるように協力するなどして、公共の利益に反して、千葉県発注の工事における競争を実質的に制限し、不当な利益を得ていました。

千葉県内で摘発された談合事件としては過去最大級、かつ数年にわたって繰り返し談合が行われた事案であって、極めて悪質と評価されるものです。

平成26年8月、千葉県は、課徴金納付命令を受けた20社のうち、破産した1社を除く19社に対して、契約に基づき契約金額の20%の賠償金（約11億円）を請求しました。すると、賠償請求された19社のうち、解散した2社を除く17社が、県への賠償金（9億7千万円）の減額などを求めて、千葉簡易裁判所に民事調停を申し立てました。



県議会の動向

平成28年3月、千葉県建設業協会から提出された請願「損害賠償請求の軽減を求めるについて」が、自民党などの賛成多数で、県議会で採択されました（表1）。

これは、地方自治の二元代表制の一翼を担う県議会が県に対し、賠償金の軽減を公に求めた（県に圧力をかけた）ものと評価されます。

平成28年11月、県は、賠償金を9億7千万円から3億9千万円（契約金額の8%）に軽減する議案を県議会に上程しました。

平成28年12月、県議会は、当該議案を自民党などの賛成多数で可決しました（表2）。これで、県として、賠償金を減額することが決定てしまいました。

※市民ネット・社民・無所属

公正取引委員会

談合摘発



山武地区 業者17社



9.7億円 (20%)

可 決

3.9億円 (8%)

賠償金軽減を求める請願

提出者：千葉県建設業協会

H28.3 自民党などの賛成多数で採択

県議会

軽減圧力



H28.12

自民党などの賛成多数で可決

民進党が調停に反対した理由

・極めて悪質な談合の態様であること

今回摘発された談合は、長期間にわたり繰り返し行われ、加担した業者数が30社にも及ぶ極めて悪質なものです。また、震災からの復旧・復興工事を食い物にするなど道義的にも看過できません。

・県が調停に応じる理由がおかしい

県は調停に応じる理由として、業者が倒産すると地域経済に悪影響を与えるとしていますが、倒産を恐れるなら談合をしなければ良かったただけのことであり、被害者である県が考慮すべき事情ではありません。

また、調停にあたって、県が委託した公認会計士は、業者の財務状況等を検証し、賠償金を減額しなくても支払うことが可能と評価していることから、県は賠償金の減額に応じる必要はないと考えます。

・談合に対するペナルティが有名無実化してしまう(悪しき前例となる)

県の工事契約では、談合が行われた場合、契約金額の20%を賠償金として請求するとしていますが、今回の調停によりそのペナルティが有名無実化し、談合しても調停を申し立てれば、賠償金が軽減されるという悪しき前例となってしまい、入札談合に対する抑止効果がなくなってしまいます。また、入札談合に厳しく対応し、その防止に努めようとする全国的な流れに大きく逆行してしまいます。

今後の対応

民進党千葉県議会議員会は、県民の皆様の税金を詐取する談合の再発防止のため、県に対し、不断の入札改革を求めていきます。同時に、二度とこうした事件が発生しないよう、県への監視を強めていきます。

その一方、現在の県議会の議席構成では、単独過半数を有する会派の決定が、県議会の意思となって県政を決定してしまいます。県民の皆様には、こうした県政・県議会の状況に関心をお持ちいただき、あるべき県政の姿について是非ご意見をお寄せいただきたいと存じます。

建設・不動産業課による県議案には民進、公明、共産、市民ネット・社民・無所属らが反対したが、最大の議案に賛成しないのは、県議会事務局に記録が残る。2011年度以降で初めて、2011年1月に成立する見込みといふ。このうえで今回の事案は特別な事由に該当するとして、さらに指名停止期間を半分短縮し、6か月間の指名停止期間としました。

しかし、そもそも「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領」によれば、独占禁止法違反行為に係る指名停止期間は12か月以上24か月以内とされており、これだけの悪質かつ大規模な独占禁止法違反であるにも関わらず、同委員会が当該要領に規定された措置基準のうち、最も短い12か月の指名停止期間としたのかについて疑問が残ります。

それのみならず、今回の事案が、特別の事由に該当するとして指名停止期間を半分に短縮したことについても、大きな疑問が残ります。

談合関与17社賠償金減額調停案が成立へ

平成28年12月21日
朝日新聞
(千葉版)

山武談合事件のこれまでの経緯

- 平成26年2月3日 公正取引委員会は、千葉県が発注する土木工事等において、独占禁止法で禁止されている談合があったとして、山武地区の業者に対し排除措置命令(30社)及び約2億2千万円の課徴金納付命令(20社)を行いました。
- 平成26年2月5日 千葉県は、排除措置命令を受けた30社に対し、6か月間の指名停止措置を行いました。
- 平成26年8月1日 千葉県は、課徴金納付命令を受けた20社のうち、破産した1社を除く19社に対して、契約に基づき賠償金(約11億円)を請求しました。
- 平成26年8月7日 賠償請求した19社のうち、解散した2社を除く17社が、県への賠償金(9億7千万円)の減額などを求めて、千葉簡易裁判所に民事調停を申し立てました。
- 平成26年9月24日～平成28年9月29日 この約2年間、調停が14回開催されました。
- 平成28年3月17日 千葉県建設業協会から提出された請願「損害賠償請求の軽減を求めるについて」が、自民党などの賛成多数で県議会で採択されました。
- 平成28年10月12日 調停委員会から、賠償金を9億7千万円から3億9千万円に減額する調停案が示されました。
- 平成28年11月25日 県から県議会に対し、賠償金を3億9千万円に減額する議案が上程されました。
- 平成28年12月20日 県議会は、賠償金を3億9千万円に減額する議案を、自民党などの賛成多数で可決しました。このため、平成29年1月に開催される簡裁での調停で減額が決定する見通しです。

談合事件 県の対応にも多くの問題！？

◆指名停止期間を短縮！

平成26年2月3日の公正取引委員会の排除措置命令に伴い、翌2月4日、千葉県は「指名停止等検討委員会」において、談合に加わった業者の指名停止期間を12か月としました。

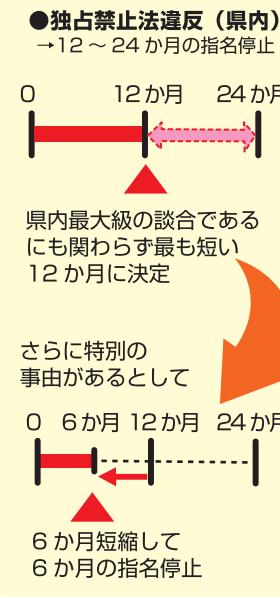
そのうえで今回の事案は特別な事由に該当するとして、さらに指名停止期間を半分短縮し、6か月間の指名停止期間としました。

しかし、そもそも「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領」によれば、独占禁止法違反行為に係る指名停止期間は12か月以上24か月以内とされており、これだけの悪質かつ大規模な独占禁止法違反であるにも関わらず、同委員会が当該要領に規定された措置基準のうち、最も短い12か月の指名停止期間としたのかについて疑問が残ります。

それのみならず、今回の事案が、特別の事由に該当するとして指名停止期間を半分に短縮したことについても、大きな疑問が残ります。

◆指名停止期間を短縮した理由がおかしい！？

同委員会は、指名停止期間を短縮する特別の事由として、「山武地域の県発注工事や災害対応の中核を担ってきたほとんどの業者が対象となっており、公共工事からの排除期間が12か月の長期に及ぶと、①道路・河川等の施設の良好な維持や出水・地震など災害時の緊急対応が困難となり、県民の安全な生活や社会活動に支障がある。②九十九里地域の津波対策である河川・海岸の復興事業への影響がある。」としていますが、地域ぐるみのより大掛かりな談合をすれば、より重い処分を課すべきというごく普通の常識的な県民の考え方の真逆の措置となっています。また、東日本大震災からの復旧・復興のための公共事業を食い物にしたにも関わらず、今後の復興事業への影響を期間短縮の理由にあげているのも理解できません。



◆指名停止に制裁効果はなかった！？

前出のとおり、県は談合に加わった業者の指名停止期間を、平成26年2月6日～翌年2月5日の1年間だったものを、特別の事由に該当するとして、平成26年2月6日～同年8月5日の6か月に短縮しました。

この6か月間、2月6日から8月5日という期間は、公共事業の工事発注としては閑散期であり、当該期間を指名停止したとしても、制裁措置としての実質的な効果はないものと考えられます。

実際に、排除措置命令対象事業者である30社の県工事受注状況は、約4か月間の指名停止期間を含む平成26年度は約27億7千万円、指名停止期間がなかった平成27年度は約30億2千万円と、実質的な制裁効果がなかったことが明らかになっています。



談合した業者が自民党支部へ寄付金！？

平成28年3月、談合の賠償金軽減を求める請願が、自民党などの賛成で採択されました。平成28年3月18日の東京新聞によれば、その請願の紹介議員の一人（県議会議員）が代表を努める自民党の支部は、平成26年7月、談合した業者から100万円の寄付金を受けていた、と報道されました。

つまり、談合の賠償金を県に支払えば倒産・廃業に至り、地域の経済や災害対策に影響を与えるとして、その軽減を求めるところとなる業者が、自民党支部には寄付をする余裕があったこととなります。

そもそも、業者が自民党支部に寄付をしたとされる平成26年7月は、その業者にとってまさに談合による指名停止期間中でした。このような寄付について是非、県民の皆様のご意見をお寄せいただきたいと存じます。